

議案外質問(6月25日) 岡田ゆき子議員

岡田議員は介護保険と保育への企業参入について質問しました。



第6期
(2015~17年度)

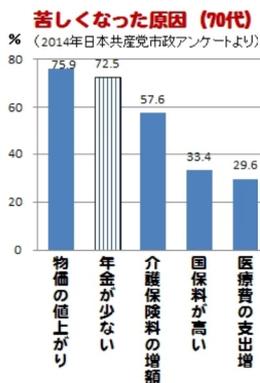
介護保険料の引き下げを

市政アンケートにも悲鳴続々

日本共産党名古屋市議団が行った市政アンケートでは、高齢者が生活が苦しくなった理由に、「物価の上昇」「年金の引き下げ」に次いで「介護保険料の値上げ」になっています。

現在でも本人市民税非課税で年間65,000円を超えており、限界を超えています。

岡田議員は、来年度保険料改定に向けて、市の介護給付費準備基金の取り崩しや、県に財政安定化基金の取り崩しを求めること、国に対し国庫負担の引き上げを強く求めるなど、あらゆる手段を使って、保険料を引き下げを求めました。



健康福祉局長は「今後の保険給付費の伸びを正確に見込んで、適正な保険料に設定していきたい」と答えました。

専門的サービスの必要な人が、もれなく支援が受けられる仕組みを

介護保険制度の改定で、要支援1~2の人が利用する訪問介護・通所介護を給付から外し、自治体の行う「地域支援事業」に置き換えることになりました。また、地域支援事業のみを利用する場合は、認定調査を受けなくてもよくなります。

岡田議員は、異常の早期発見や重度化の防止のために「専門的サービスが必要な人は、もれなく支援が位置付けられる」ように、「すべての人に認定調査の実施と、要支援の認定がされれば、専門的サービスを位置づける」ことの検討を求めました。

健康福祉局長は「国の指針を確認して方針を検討したい。要支援・要介護認定は、窓口で希望されれば申請を受ける今の仕組みは変えない」と答えました。

岡田議員は、「どうすれば高齢者の状態を重度化させず暮らしを守れるかという視点で、介護保険事業計画を作れ」「計画は、多くの団体や事業所から現場の声を聞き、制度設計を」と強く求めました。

保育所への企業参入やめよ

名古屋市は今年度募集する「賃貸型家庭保育室」の公募資格に、初めて株式会社等の営利法人を加えました。これまでは、営利法人のさまざまな問題などがあることから、名古屋市は「保育施策検討会議」の議論を受けて、まず社会福祉法人を対象に公募を行い、それでも整備が進まなかった場合は、営利法人を加えるという「公募のルール」を決めていたのです。

これまでの「ルール」をやめて株式会社を入れたのはなぜか

子ども青少年局長は、「2012年に改正された児童福祉法で、保育所の認可基準の条例を満たせば認可していくと方針が変わり、子ども・子育て支援新制度が始まる2015年4月から、設置主体を問わず認可する」と、待機児解消とは関係ないことを明らかにしました。

市の検討会議でも「営利法人を参入した自治体で起きている、経営不振による突然の撤退が起きたり、保育士の離職率の高さや本来保育に使わなければならない公費がどう使われるか市の監視も届かなくなる」などの懸念が出されました。

保育所の事業収入に占める人件費
(横浜市の例：党横浜市議団調べ)

	2010年度	2011年度
株式会社(平均)	53.0%	53.2%
社会福祉法人(平均)	71.9%	70.7%



岡田議員の質問に、子ども青少年局長は「選定審査の際は社会福祉法人に行う以上の厳しいルールを設ける。

事前ヒヤリング、財務状況の把握、保育の質の確認。認可後も財務状況の分析、第三者評価の審査も受けもらい、改善と取組の公表を義務付けていく」などと答えました。

公立と社会福祉法人などで保育所の整備を

不安や懸念にこたえようとすれば、さまざまなルールを作らなければいけません。その手間と経費の問題を考えれば、名古屋市として安心な保育を作っていくことに力を注ぎ、地方分権にふさわしく、名古屋が自らの判断と責任において行政の運営を進めるべきです。

突然の営利企業参入解禁に一番衝撃を受けているのは、多くの親と保育士たちです。岡田議員は「営利法人ではなく今まで通り、公立と社会福祉法人などで保育所の整備を」と強く求めました。